

# 令和元年10月1日から

保育所（園）、認定こども園（保育部分）、事業所内保育所に通っている

3歳児から5歳児までの保育料が**無償**になります。

※0歳児から2歳児までは、**住民税非課税世帯に限り**、保育料が**無償**になります。

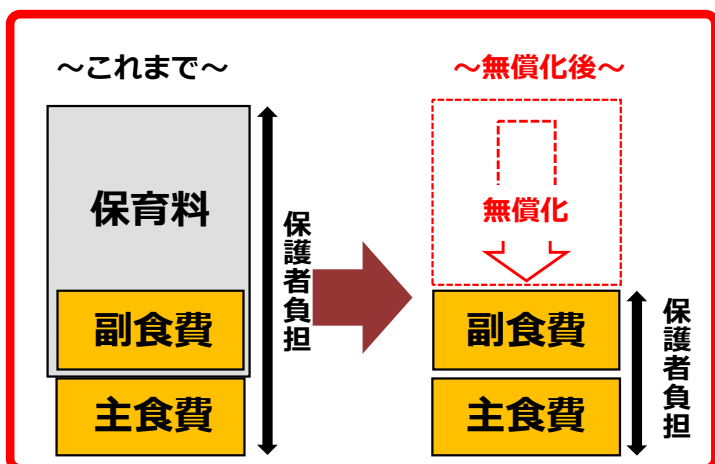
**保育料無償化のための手続きは不要です。**

※副食費の免除については手続きが必要な場合があります。（対象者に別途ご案内します）

## 無償化の内容

- **3歳児から5歳児までの全ての子どもの保育料が無償になります。**  
※2019年度（令和元年度）に対象となるのは、2016年（平成28年度）4月1日以前に生まれた子どもです。
- **0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯のみ保育料が無償になります。**  
※2019年度（令和元年度）に対象となるのは、2016年（平成28年度）4月2日以降～2019年（令和元年度）4月1日以前に生まれた子どもです。
- **無償になるのは、保育料のみです。主食費・副食費（おかず代等）、延長保育料、実費徴収費用等は、これまでどおり保護者負担となります。**
- **0歳児から2歳児までの保育料については、今後も第2子減免や第3子以降免除を行います。**

## 3歳児から5歳児までの副食費について



3歳児から5歳児までの副食費（おかず代等）は、今までは左図のとおり**保育料に含んでご負担**いただいております。この度の無償化制度は、**保育料のみが対象**ですので、引き続き**副食費は保護者の皆様のご負担**となります。

※0歳児から2歳児までは、今後も保育料に主食費・副食費が含まれますので、**別途ご負担いただくことはありません。**

※次の世帯の方は、副食費が**免除**（上限:月額4,500円）になります。

①年収360万円未満相当世帯…保育所等に通う全ての子どもの副食費が**免除**【**手続き不要**】

②年収360万円以上相当世帯…3人目以降の副食費を**免除**（2人目までは全額必要）

(A) **小学校就学前まで**の子どもが3人以上いる場合→【**手続き不要**】

(B) **監護・養育する**子どもが3人以上いる場合 →【**手続き必要**】※

※は笠岡市独自減免制度であり**手続きが必要**です。対象者に別途ご案内します。